

特例一時金の額の算定等に伴う省令等が公布されました

特例一時金の支給に関する農林年金改正法（「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律」）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特例一時金の額の算定方法、請求手続き等を定めるための、特例年金省令の一部を改正する省令^(注1)が令和元年11月1日に公布されました。

また、現行の選択制の一時金の額の算定についても必要な予定利率等を定める農林水産大臣が定める一時金の額の算定に関し必要な予定利率等の告示^(注2)の改定が行われましたので、その概要をご案内いたします。

(注1) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令(令和元年11月1日農林水産省令第41号)

(注2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第九項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率並びに同条第十項の農林水産大臣が定める一時金の額の算定に関し必要な事項を定める件(令和元年11月1日農林水産省告示第1282号)

1. 省令改正の概要

(1) 題名の改正について

改正法の施行に伴い、特例年金給付に代えて特例一時金が支給されることから、現行省令の題名を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する省令」に改めることになりました。

(2) 現行省令の条文の規定の削除等について（第4条等）

改正法の施行により、特例年金給付等は廃止となることから、特例年金給付の支給等に係る規定を削るとともに、給付の請求に係る書類の送付に関する規定など、特例一時金の支給に当たって引き続き必要となる規定については、「特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等」を「特例一時金」に改める等の改正が行われました。

(3) 特例一時金の請求手続等（第5条、第7条、第10条、第11条）

特例一時金の支給を受けるに当たっては、改正法による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第30条第6項の規定に基づき、特例一時金を受ける権利を有す

る者からの請求が必要であることから、当該特例一時金の支給を受けるに当たって必要となる請求手続等について定められました。

(4) 特例一時金の額の算定方法 (第 12 条)

① 特例一時金の額の算定に関する一般的事項

特例年金給付の受給権者に支給する特例一時金の額の算定は、別段の定めがある場合を除き、改正法施行日の前日における特例年金給付の額又は当該特例年金給付の額の算定の基礎となった平均給与月額、旧農林共済組合員期間その他の当該特例年金給付の額の算定に用いた事項（平均標準給与月額等）を用いて行うこととなりました。

② 特例一時金の額の算定の基礎となる将来の各月の分の特例年金給付の額の算定に用いる物価変動率等について

特例一時金の額の算定の基礎となる将来の各月の分の特例年金給付の額の算定に必要な物価変動率及び実質賃金変動率（再評価率の改定の基準となる率の算定に用いる率）並びに公的年金被保険者等総数の変動率（調整率（マクロ経済スライド）の算定に用いる率）は、令和元年 8 月に公表された厚生年金保険の財政検証に用いられた諸前提を踏まえ、別表第一から別表第四までのとおりとなります。

(5) 特例一時金の額の算定に用いる予定生存率 (第 13 条)

特例一時金の額の算定に用いる予定生存率は、改正法の施行日の前日の属する月（以下「基準月」という。）の翌月以後の各月ごとに、特例一時金受給権者の性別及び当該基準月の翌月以後の各月の末日における当該特例一時金受給権者の年齢に対応した別表第五（厚生労働省が作成する直近の完全生命表を基に作成）の生存数を当該基準月の末日における生存数で除して得た率となります。

(6) 特例一時金の額の算定に用いる利率 (第 14 条)

特例一時金の額の算定に用いる利率は、令和元年 8 月に公表された厚生年金保険の財政検証において用いられた諸前提を踏まえ、別表第六のとおりになります。

(7) 特例一時金の額の算定方法の特例 (第 15 条、第 16 条)

改正法の施行日の前日に旧農林共済組合員期間と継続厚生年金期間（平成 14 年 4 月の厚生年金との統合前から引き続き農林漁業団体の勤務期間）を合算した期間が 20 年未満である特例一時金受給権者（改正法施行日の前日において 1 年以上の農林年金組合員期間を有している者（改正法施行日前日において特例年金給付を受ける権利を有している者を除く））及び改正法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していない特例一時金受給権者（退職系又は老齢系の改正法施行日の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者）のそれぞれの者について、特例一時金の額の算定方法の特例を定めることとなりました。

(8) 農林水産大臣の指定に係る手続 (第 18 条、第 19 条)

農林水産大臣の指定に係る手続について、改正法の施行日以後は、農林漁業団体等において合併又は組織変更等が行われた場合は、存続組合が提供する当該合併又は組織変更等に係る情報に基づき、農林水産大臣が指定法人に指定する仕組みに改めるとともに、存続組合が農林水産大臣の指定に係る情報の提供をするため、必要と認める場合は、農林漁業団体等に対し、登記事項証明書、定款その他の指定法人の要件に該当することの証明書類（権利義務の承継に関する事項について記載されている契約書の写し等）を提

出させることができるよう措置されました。
(9) 施行日は令和2年4月1日です。

2. 告示改正の概要

- (1) 平成22年4月の特例年金給付等に関する政令（平成14年政令第45号）の一部改正により、受給権者本人の選択により将来の特例年金給付に代えて一時金として支給する仕組みを導入したましたが、この一時金の額の算定に関し必要な事項については農林水産大臣が定めることとなっており（同政令第25条の2第9項及び第10項）、厚生労働省が作成し、公表している厚生年金保険の財政の現況及び見通し（以下「財政検証結果」という。）等を勘案して定めることとなっています。
- (2) 今般、新しい財政検証結果が令和元年8月に公表されたことから、農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率並びに一時金の額の算定に関し必要な事項を定める件（平成26年農林水産省告示第1224号。）別表第二から別表第六までにおいて規定する予定利率、物価変動率、実質賃金変動率及び公的年金被保険者等総数の変動率（以下「予定利率等」という。）の数値が置き換えられることとなりました。
- (3) 施行期日は令和元年11月1日です。
- (4) なお、経過措置として、一時金は、受給権者からの請求があったときに支給（一時金の額が確定）する仕組みとなっていることから、本告示による改正後の一時金告示別表第二から別表第六までの規定は、本告示の施行の日以後にされる一時金の請求に係る予定利率等について適用し、同日前にされた一時金の請求に係る予定利率等については、なお従前の例によるものとしています。

この件に関するお問い合わせ

農林年金 企画部企画課

TEL 03-3219-3102 FAX 03-3219-3153
